八日町中

従　御公儀申六月二十九日被仰渡候御法度帳

覚

一町中にて喧嘩口論は申すに及ばず、その外いさかひ事惣て常々に相替儀出来はば、町年寄方へ早速届け申すべき事

一長人商事仕り候時分、御家中御衆下々迄、慮外不作法仕らず候様に売買致すべき事

一御家中衆御通りの時分慮外仕るまじく候、棚に罷り有り候節も前方仰せ付けられ候通り、礼儀正しく常々心懸け申すべき事

右の条々町御

奉行様より御意の由仰せ渡され、たしかに承り申し候、もし違背の族これ有るにおいては、いかようの曲事にも仰せ付けらるべく候、その為いづれも連判なし、よって件のごとし

寛文八年
申六月二十九日

市郎左衛門　印
金左衛門　印
藤右衛門　印
伊右衛門　印
治右衛門　印

五兵衛　印
宗徳　印
兵左衛門　印
仁兵衛　印
勘兵衛　印
与右衛門　印
惣兵衛　印
四郎右衛門
忠兵衛　印
三右衛門　印
佐左衛門　印
八左衛門　印
三郎左衛門　印
庄右衛門　印

太左衛門　印
徳兵衛　印
新右衛門　印
十左衛門　印
内蔵助　印
太右衛門　印
勘兵衛　印
清兵衛　印
太郎右衛門　印
小左衛門　印
又左衛門　印
清右衛門　印
源兵衛　印

門右衛門　印
彦兵衛　印
七郎兵衛　印
弥右衛門　印
甚左衛門　印
惣兵衛　印
宗五郎　印
長兵衛　印
喜兵衛　印
五郎兵衛　印
源左衛門　印
小左衛門　印
五兵衛　印
平兵衛　印

伝兵衛　印
善兵衛　印
理兵衛　印
六兵衛　印
半左衛門　印
権右衛門　印
左次兵衛　印
久兵衛　印
五郎兵衛　印
惣右衛門　印
弥五左衛門　印
権之助　印
以上

渋江五左衛門殿

坂田与一左衛門殿